

「自分たちが持っている『子どもの権利』を知ろう」

道徳 社会 学級活動 総合

「子どもの権利」は、18歳までのすべての人が持っている人権の一つです。2023年4月に施行される「こども基本法」や2022年12月に改訂された「生徒指導提要」にも、子どもの権利の尊重が盛り込まれています。生徒自身や周りの子どもたちが持つ権利を知り、「自分と他者を大切にすること」につなげていく授業です。

- (1) ねらい ① お互いに意見を伝え・聴くことなどを通じて、「子どもの権利」について考え、学ぶ。
② 子どもの権利の視点から、日常生活や社会を捉え直す機会を得る。
※実施するアクティビティにより異なります。内容はご相談ください。

- (2) 対象 小学5年～中学3年生
・地域や保護者、教員の方々への研修等も可能です。

- (3) 講師 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
子ども支援専門の国際NGO職員



- (4) 形式 ・所要時間 1単位(45分)から 応相談

- (5) 内容 ※学校や学習者の状況に応じたアクティビティを授業時間などにより、複数組み合わせ実施できます。

※全アクティビティに、個人ワークとグループワーク、子どもの権利の解説が含まれます。

■アクティビティ例

<例1> ストーリーを読み、ストーリーと子どもの権利とのつながりを話し合います。

<例2> 自分の生活をふり返り、日常生活と子どもの権利とのつながりを考えます。

<例3> 普段感じているモヤモヤ・違和感を言葉にして相手に伝える体験をします。

- (6) 費用 「要相談」(謝礼の有無に関わらず実施の検討をさせていただきます。)
授業実施後、児童生徒の皆さんにアンケートへのご協力をお願いする場合があります。

- (7) 申込み **出前授業申込書** 実施日2ヶ月前まで⇒学校支援ネットワーク本部へ送付
講師の方には、本部から連絡を取らせていただきます。
詳細の打ち合わせは、講師と学校の担当者で行って下さい。

【問合せ先】：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部 (担当：川口・松山)

☎ 03-6859-0015

E-mail : japan.advocacy@savethechildren.org



Save the Children

セーブ・ザ・チルドレン

・地域や保護者の方、教員への授業も対応します。